

公正取引委員会における令和３年度の政策評価結果について

令和３年８月３１日

公正取引委員会

公正取引委員会は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成１３年法律第８６号）に基づき、今般、令和３年度の政策評価対象施策について、評価書を取りまとめました（別添１ないし別添３参照）。

取りまとめに当たっては、公正取引委員会政策評価委員（別紙１記載の外部有識者に委嘱）から意見を聴取し、当該意見を政策評価書に反映させています。

なお、公正取引委員会が実施する施策のうち実績評価方式による事後評価の対象となるものについて、令和２年度の実績の測定（モニタリング）を行い、その結果を「令和３年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」（令和３年３月３１日公表）に記入しました（別添４参照）。

１ 令和３年度の政策評価対象施策（公正取引委員会の政策評価体系は別紙２参照）

- 独占禁止法ガイドラインの普及・啓発及び事業活動の相談・指導
【別添１－１】（標準様式）
【別添１－２】（実績評価書資料）
- 取引慣行等の実態把握・改善のための提言 【別添２－１】（標準様式）
【別添２－２】（実績評価書資料）
- 海外の競争当局等との連携の推進 【別添３－１】（標準様式）
【別添３－２】（実績評価書資料）

２ 政策評価に対する意見募集

公正取引委員会は、前記１の政策評価対象施策に係る評価結果について、各方面から広く意見を求めることとしています。

（１）意見提出方法

住所、氏名（法人又は団体の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び意見提出者の氏名）及び連絡先（電子メールアドレス又は電話番号）を明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房総務課（政策評価係）

電話 ０３－３５８１－５４８０（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

<電子メールの場合>

電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。

添付ファイルやURLへのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

電子メールアドレス：seisakuhyouka-〇-jftc.go.jp

（迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「-〇-」としております。電子メールを送信される際は、「@」に置き換えて利用してください。）

（注）電子メールの件名に「政策評価対象施策に係る評価結果に対する意見」と明記してください。

<郵送の場合>

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

公正取引委員会事務総局 官房総務課 政策評価係 宛て

(2) 意見提出期限

令和3年9月30日（木）18：00 必着

(3) 意見提出上の注意

意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた住所、氏名、電子メールアドレス及び電話番号は、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。

公正取引委員会政策評価委員名簿

氏名（50音順）	所属等
池谷 修一	公認会計士
小林 庸平	三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 経済政策部 主任研究員
多田 英明	東洋大学法学部教授
中村 豪	東京経済大学経済学部教授
南島 和久	新潟大学法学部教授

公正取引委員会の政策評価体系（政策目標及び主要な施策等）

公正かつ自由な競争の促進

一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達

1 独占禁止法違反行為に対する措置等

1-1 企業結合の迅速かつ的確な審査

1-2 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処

2 公正な取引慣行の推進

2-1 独占禁止法ガイドラインの普及・啓発及び事業活動の相談・指導

2-2 取引慣行等の実態把握・改善のための提言

2-3 中小事業者を取り巻く取引の公正化

2-4 下請法違反行為に対する措置

3 競争政策の普及啓発等

3-1 競争政策の広報・広聴

3-2 海外の競争当局等との連携の推進

3-3 発注機関における入札談合の未然防止

3-4 競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化

3-5 政府規制分野等に係る調査・検討及び評価

3-6 デジタル市場における競争環境の整備

4 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

4-1 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

（注） 網掛け部分が令和3年度の政策評価対象である。

別添1-1

施策名	公正な取引慣行の推進 独占禁止法ガイドラインの普及・啓発及び事業活動の相談・指導					
施策の概要	講習会の開催等により独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。					
達成すべき目標	講習会の開催等による独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	24,886	23,154	27,924	37,219
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	24,886	23,154		
執行額(千円)		17,396	10,749			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標		相談事例集の掲載事例件数	実績値					評価対象年度	達成	
			28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	30年度～令和2年度	目標達成	
			13件	12件	13件	14件	12件			
		年度ごとの目標値		10件以上			12件以上			
		独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成	
28年度	29年度		30年度	令和元年度	令和2年度	30年度～令和2年度	相当程度進展あり			
別紙1のとおり。										
年度ごとの目標値										
独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成			
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	30年度～令和2年度	相当程度進展あり			
	別紙2のとおり。									
	年度ごとの目標値									
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標のうち、「相談事例集の掲載事例件数」については、掲載事例件数が毎年度10件を超える相談事例集を公表し、目標を達成した。 また、独占禁止法に係る事業者等からの相談を毎年度900件程度受け付け、当該相談事例集が掲載されたウェブサイトへのアクセス件数もおおむね高い水準を維持している。さらに、講師派遣を行った講習会等については、新型コロナウイルス感染拡大の状況下においても独占禁止法に関する遵法意識が高い事業者等による一定数の開催があり、当該事業者等における講習会等参加者の独占禁止法に係る理解度は非常に高い。 以上から、本施策は、独占禁止法違反行為を未然に防止し取引慣行の適正化を図る上で、相当程度寄与したと考えられる。								
	施策の分析	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法違反行為の未然防止に必要なかつ有効であったと評価でき、また、限られた人員で事業者等からの相談のほとんどを7日以内に処理していることや、講習会等の実施内容及び実施方法から、効率的であったと評価できる。								

評価結果	次期目標等への反映の方向性	【施策】 今後、新型コロナウイルス感染症の流行収束に伴って、講習会等への講師派遣の件数も以前の水準への回復が期待されることから、引き続き、講習会等の開催等により独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発を図るとともに、事業者等からの相談への対応を行い、独占禁止法違反行為の未然防止を図ることとする。 【測定指標】 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止し取引慣行の適正化を図るために必要であり、相当程度の有効性及び効率性があつたと評価できることから、測定指標のうち、 ①「独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況」及び ②「独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況」 については、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していくこととする。 他方、測定指標のうち、「相談事例集の掲載事例件数」については、相談事例集の作成は事業者等からの相談への対応の一環として行うものであることを踏まえ、令和3年度以降においては、前記①の測定指標の効果を測るための指標の一つと位置付けることとし、「測定指標」からは削除することとする。この措置に伴い、当該測定指標の効果については、従来からの指標である「事業者等からの相談件数」及び「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス件数」に加えて、「相談事例集の掲載事例件数」の実績値を基に測定することとなる。
------	---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	○ 実績評価書資料の5(2)の独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発において、録画した動画等による講習会等を実施した旨の記載があるが、動画は講習会等の代わりになるものだと思うので、うまく活用してもらいたい。(南島委員) (基礎的な内容等の動画で足りるようなものは動画で対応したり、各業界に特化したような内容であれば、対面での実施や特別な説明動画を作成したりするなど、今後、オンライン化が進むと思われるので、動画等を有効に活用していきたい旨回答した。) ○ 講習会等の参加者の理解度に関連して、徐々に目標値を引き上げて、理解度といった数値を向上させていくという方法もあるが、目標値を高めるというのにも限界があるので、目標値はある程度あればそれで十分であるという前提で、ある程度の参加者に、一定程度理解してもらえるような講習会を増やしていくことを重視するような指標としていくという考え方もあると思う。(南島委員) (御指摘のとおりであり、参加者に、一定程度理解してもらえるような講習会を増やしていくことが重要であると考えている旨回答した。) ○ オンラインと対面の場合のアンケート結果を比較するなどして、どちらにどのような利点があるかを分析し、それぞれの弱みを補完するような取組が必要と考える。(小林委員) (オンラインと対面の場合のそれぞれのアンケート結果はあるので、今後、内容を分析し、取組内容を検討することとしたい旨回答した。) ○ 相談事例集は、毎年、大学の講義でも使用させていただいており、大変重宝している。キーワード検索機能等も付いて、データベースとして非常に有効なものである。今後とも、事例の拡充をお願いしたい。(多田委員) ○ 講習会等の参加者の理解度については、説明の中のどの部分を理解してもらえなかったのかを把握することも重要である。どの部分を理解できなかったのかに関するデータ・情報があれば、次の講習会等にも活かせるのではないか。(中村委員) (講習会等のアンケートはマークシート方式となっており、具体的な記載はほとんど無いため、今後、検討することとしたい旨回答した。) ○ 「講習会等の内容を録画した動画を、一定期間何度でも視聴可能となるような特定の事業者等向けの講習会等にも対応した」との記載があるが、これはどういった趣旨か。(池谷委員) (講習会の様子を撮影し、講習会に参加できなかった者等に対して、一定の期間、視聴できるように対応したことを記載したものである旨回答し、実績評価書資料8頁の該当部分を修正した。)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①「独占禁止法に関する相談事例集(平成29年度)」について 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成30年6月27日 ②「独占禁止法に関する相談事例集(平成30年度)」について 作成者:公正取引委員会 作成時期:令和元年6月26日 ③「独占禁止法に関する相談事例集(令和元年度)」について 作成者:公正取引委員会 作成時期:令和2年6月23日 (注)前記資料は全て公正取引委員会事務局官房総務課において保管している。
---------------------------	---

担当部局名	経済取引局取引部	作成責任者名 (※記入は任意)	取引企画課長 田中 久美子 相談指導室長 原山 康彦	政策評価実施時期	令和3年4月～7月
-------	----------	--------------------	-------------------------------	----------	-----------

測定指標	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況	施策の進捗状況(実績)				
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
		以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 事業者等からの相談件数[977件] 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス数[16,150件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[991件] ② 同左[18,168件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[868件] ② 同左[15,930件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[934件] ② 同左[16,248件] (注)	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[891件] ② 同左[10,303件] (注)
	年度ごとの目標値	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。				

(注) 令和2年1月以降、情報システムの仕様変更に伴い、それ以前にカウントされていた数値の一部がカウントされないなど数値が低くなる傾向がある形で、アクセス数の集計方法が変化している。

測定指標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	施策の進捗状況(実績)				
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
		以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。
	① ガイドライン講習会、講師派遣等の回数[95件]	① 同左[97件]	① 同左[81件]	① 同左[63件]	① 同左[24件]	
	② ガイドライン講習会、講師派遣等の参加者数[約7,190名]	② 同左[約6,840名]	② 同左[約6,115名]	② 同左[約5,090名]	② 同左[約2,720名]	
	③ 不当廉売ガイドライン講習会、講師派遣等の回数[2件]	③ 同左[4件]	③ 同左[2件]	③ 同左[1件]	③ 同左[0件]	
	④ 不当廉売ガイドライン講習会、講師派遣等の参加者数[約40名]	④ 同左[約120名]	④ 同左[約35名]	④ 同左[約15名]	④ 同左[0名]	
	⑤ ガイドライン講習会、講師派遣等での参加者の理解度[—%](注)	⑤ 同左[—%]	⑤ 同左[—%]	⑤ 同左[96.5%]	⑤ 同左[97.3%]	
	年度ごとの目標値	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。				

(注)理解度については、アンケートにおいて、独占禁止法や関連するガイドラインについての理解について、「とても深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合を記載。平成28年度ないし平成30年度は、当該アンケートを実施していなかったため、空欄としている。

学識経験を有する者の知見の活用	○ 平成28年度に「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」を公表しているが、ガソリン業界については、長年の商慣行が定着している中で業界秩序が形成された面があるように思われるので、当該報告書を業界全体に認知してもらうことは大事なことであると考える。(南島委員) ○ 実態調査に関して、必要性の高いテーマを選ぶことができていいのかといった点も評価すべきではないか。(小林委員) (当委員会として独占禁止法上の問題がありそうな業界を調査の対象としているところ、テーマ等の選定が適切なものであったかどうかは、今後、どのように評価できるのかも含めて検討することとしたい旨回答した。) ○ ウェブサイトに掲載された報告書のアクセス件数が客観的な指標として用いられているが、より幅広い層からアクセスしてもらうためには、報道機関での報道のされ方が大事であり、読者への能動的な働きかけが重要なのではないか。(多田委員) (報道機関の記者に対しては、会見の場で説明を行っているところ、会見の時間だけでは伝えきれない部分もあるので、会見とは別に記者向けの勉強会を開催している旨回答した。) ○ 世間の関心を広く集めないテーマであっても実態調査を行う意味がある場合に、報告書のアクセス件数では測れない、公正取引委員会の伝えたいことが伝えたい人にきちんと伝わっているかという点が重要になると思う。このため、現在の指標の数値だけでなく、講習会等の場でアンケートを実施するなどして、公正取引委員会の意図が伝わっているか確認することも重要であると考え。(中村委員) (当委員会の意図が伝えたい人に伝わっているのかを確認することは重要であると考えている。講習会等は、業界団体等に主催していただいているところ、今後、個別にアンケートの実施を相談するなどの方法を検討することとしたい旨回答した。)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成28年4月28日 ②「液化天然ガスの取引実態に関する調査について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成29年6月28日 ③「公立中学校における制服の取引実態に関する調査について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成29年11月29日 ④「クレジットカードに関する取引実態調査について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成31年3月13日 ⑤「飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：令和2年3月18日 ⑥「共通ポイントサービスに関する取引実態調査について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：令和2年6月12日 ⑦「スタートアップの取引慣行に関する実態調査について(最終報告)」 作成者：公正取引委員会 作成時期：令和2年11月27日 (注2)前記資料は全て公正取引委員会事務総局官房総務課において保管している。
---------------------------	--

担当部局名	経済取引局取引部	作成責任者名 (※記入は任意)	取引調査室長 栗谷 康正	政策評価実施時期	令和3年4月～7月
-------	----------	--------------------	--------------	----------	-----------

測定指標	取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことにより、取引慣行の適正化状況	施策の進捗状況(実績)				
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
		以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、取引慣行等の適正化に努めた。 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された ① 調査報告書のアクセス件数[5,676件](注1) (平成28年4月28日)「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」[5,676件] — — — — —	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、取引慣行等の適正化に努めた。 ① 同左[18,994件] (平成28年4月28日)「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」[1,313件] (平成29年6月28日)「液化天然ガスの取引実態に関する調査について」[8,179件] (平成29年11月29日)「公立中学校における制服の取引実態に関する調査について」[9,502件] — — — —	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、取引慣行等の適正化に努めた。 ① 同左[12,750件] (平成28年4月28日)「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」[675件] (平成29年6月28日)「液化天然ガスの取引実態に関する調査について」[2,291件] (平成29年11月29日)「公立中学校における制服の取引実態に関する調査について」[4,412件] (平成31年3月13日)「クレジットカードに関する取引実態調査について」[5,372件] — — —	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、取引慣行等の適正化に努めた。 ① 同左[20,393件](注2) (平成28年4月28日)「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」[521件] (平成29年6月28日)「液化天然ガスの取引実態に関する調査について」[1,649件] (平成29年11月29日)「公立中学校における制服の取引実態に関する調査について」[4,325件] (平成31年3月13日)「クレジットカードに関する取引実態調査について」[2,866件] (令和2年3月18日)「飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査について」[11,032件] — —	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、取引慣行等の適正化に努めた。 ① 同左[35,649件] (平成28年4月28日)「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」[360件] (平成29年6月28日)「液化天然ガスの取引実態に関する調査について」[1,071件] (平成29年11月29日)「公立中学校における制服の取引実態に関する調査について」[2,699件] (平成31年3月13日)「クレジットカードに関する取引実態調査について」[1,532件] (令和2年3月18日)「飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査について」[4,858件] (令和2年6月12日)「共通ポイントサービスに関する取引実態調査について」[4,642件] (令和2年6月30日)「スタートアップの取引慣行に関する実態調査について(中間報告)」[8,392件] (令和2年11月27日)「スタートアップの取引慣行に関する実態調査について(最終報告)」[12,095件]

	② 事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数[12件] ③ 講習会、講師派遣等の実施回数[1件] ④ 講習会、講師派遣等の参加者数[―件](注3) ⑤ 実態調査報告書の日刊新聞の報道量[―件](注3)、(注4)	② 同左[2,491件] ③ 同左[9件] ④ 同左[―件] ⑤ 同左[―行]	② 同左[26件] ③ 同左[3件] ④ 同左[305件] ⑤ 同左[215行]	② 同左[34件] ③ 同左[2件] ④ 同左[22件] ⑤ 同左[519行]	② 同左[223件] ③ 同左[4件] ④ 同左[62件] ⑤ 同左[1,257行]
年度ごとの目標値	取引実態調査の実施・公表等を行うことにより、取引慣行等の適正化を図る。				

(注1) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。

(注2) 令和2年1月以降、情報システムの仕様変更に伴い、それ以前にカウントされていた数値の一部がカウントされないなど数値が低くなる傾向がある形で、アクセス数の集計方法が変化している。

(注3) 平成28年度及び平成29年度においては、当該方法による集計を行っていない。

(注4) 対象となる新聞記事を1段にならし、全体の横の長さを計測した上で、1行を0.54cmとして、行数を計算している。

令和3年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添3-1

(公正取引委員会3-③)

施策名	競争政策の普及啓発等 海外の競争当局等との連携の推進					
施策の概要	開発途上国等に対する技術研修，英文プレスリリースの掲載，海外の競争当局との定期協議等の開催・海外ワークショップ等への講師派遣等を行う。					
達成すべき目標	開発途上国等に対する技術研修を通じて，これらの国の競争当局の競争法に係る知見及び執行力等を強化し，これらの国の競争当局との連携を推進するとともに，海外の競争当局との定期協議等の開催等を通じて，我が国の競争法・競争政策への理解・関心を高め，公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させること等により，海外の競争当局等との緊密な連携を推進し，国際事案等における効果的・効率的な競争法の執行等につなげる。					
施策の予算額・執行額等	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	76,460	70,446	73,217	109,846
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	76,460	70,446		
	執行額(千円)		71,777	13,002		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	令和2年7月17日 「成長戦略フォローアップ」(閣議決定)					

測定指標	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合(注1)	実績値					評価対象年度	達成
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	30年度～令和2年度	目標達成
		99%	100%	99%	100%	93%		
		年度ごとの目標値	80%以上				90%以上	
	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修において、研修効果を高めるため、相手国のニーズに合わせた特別な取組を行ったときには、その部分についての評価を独立して求める問いをアンケートに追加し、そうした取組が有効であったと回答した研修生の割合(注2)	実績値					評価対象年度	達成
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	30年度～令和2年度	目標達成
		—			97%	95%		
		年度ごとの目標値				50%以上	75%以上	
	公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数	実績値					評価対象年度	達成
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	30年度～令和2年度	相当程度進展あり
		41件	35件	32件	35件	29件		
		年度ごとの目標値	33件以上	34件以上	35件以上	35件以上	36件以上	
	二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国の競争当局等への技術支援の実施状況及び我が国の競争政策の状況の海外への周知状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	30年度～令和2年度	相当程度進展あり
		別紙のとおり。						
		年度ごとの目標値						

(注1) 「研修プログラムの適切性について」, 「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価又は講義の質について」, 「研修で得た 知識・経験が役立つか否かについて」又は「研修の案件目標について自身の達成状況をどう評価するか」の項目において, 5段階評価中「5」又は「4」と, 4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合。

(注2) 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の事例検討等の講義の有効性を問う各項目において, 5段階評価中「5」又は「4」と, 4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合。

評価結果		(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠) 測定指標のうち、「開発途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合」及び「相手国のニーズに合わせた特別な取組が有効であったと回答した研修生の割合」について、いずれの研修においても、技術研修が有効であったと回答した研修生の割合が80%を超え、また、相手国のニーズに合わせた特別な取組が有効であったと回答した研修生の割合が75%を超えており、それぞれ目標を達成している。 英文プレスリリース掲載件数については、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の種類の日本語のプレスリリースが減少したことから、結果として目標を達成できなかったが、目標値に近い件数を掲載している。 「二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国の競争当局等への技術支援の実施状況及び我が国の競争政策の状況の海外への周知状況」について、開発途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の実施回数は、令和2年度において17回となっており、従前に比べて大きく増加した。加えて、英文トップページ及び英文プレスリリースページのアクセス数や海外の競争当局との二国間協議の回数も例年と同程度となっている。一方、海外の競争当局、法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣件数、ICN年次総会及び各作業部会ワークショップへのスピーカー等としての参加人数については、数値の減少が見られる。しかし、これは主に新型コロナウイルス感染症の拡大により会合やセミナー等が中止された影響が大きく、今後新型コロナウイルス感染症の状況が改善することに伴い、海外の競争当局、法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣件数等は、再び増加するものと考えられる。 以上を踏まえると、開発途上国等に対する技術研修は相当程度有効に機能し、これらの国の競争当局の体制強化に貢献したものと考えられる。また、海外に対する我が国の競争政策の周知、海外の競争当局との定期協議、多国間における検討への参加等を通じて、我が国の競争法・競争政策への理解・関心は高まり、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上が一定程度実現したものと考えられる。さらに、これらの取組は、海外の競争当局等との緊密な連携にも寄与したものと考えられる。
	施策の分析	測定指標全体を通じて評価すれば、開発途上国等に対する技術研修、海外に対する我が国の競争政策の周知、海外の競争当局との定期協議及び多国間における検討への参加の各施策について、概ね有効に機能するとともに、効率的な実施がなされていると評価できる。他方で、令和2年度においては、一部の施策(ICN年次総会及び各作業部会ワークショップへのスピーカー等としての参加人数並びに海外の競争当局、法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣回数)について、これまでと同様の規模・形式により施策を実施することができなかったが、これは主に新型コロナウイルス感染症の影響によるものであると考えられる。 また、施策ごとに更に詳しく見ると、開発途上国等に対する技術研修については、ウェブ方式の拡大により、研修回数の増加が図られている一方で、海外に対する我が国の競争政策の周知及び多国間における検討への参加については、新型コロナウイルス感染症の影響によるセミナー等の機会の減少といった外的環境の変化に必ずしも適切に対応できていないと考えられる。 今後、新型コロナウイルス感染症の流行が収束に向かうにつれて、出張を伴うセミナー等が増加すると考えられるが、各施策が最大限の効果を発揮できるよう、ウィズコロナの時代を念頭に置きつつ、ウェブセミナーの効果的な利用方法等を検討することが必要であると考えられる。そして、このような取組を通じて、各施策が、どのような状況下においても、十分な効果を発揮し、海外競争当局間の連携の強化に貢献するものになると考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 引き続き、開発途上国等に対する技術研修を通じて、これらの国の競争当局の競争法に係る知見及び執行力等を強化するとともに、海外の競争当局との定期協議等の開催等を通じて、我が国の競争法・競争政策への理解・関心を高め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させること等により、海外の競争当局等との緊密な連携の推進に努め、国際事案等における効果的・効率的な競争法の執行等につなげることとする。 【測定指標】 各指標とも、原則として、現在の目標設定の考え方を維持する。ただし、英文プレスリリースの掲載件数については、そもそも英訳の対象となる日本語のプレスリリースの件数が年度によって増減し、その結果、英文プレスリリースの掲載件数が減少することも考えられることから、件数ではなく、海外に発信すべき日本語のプレスリリースのうち英訳して公表した割合を目標とすることにより、改善を図ることとする。

学識経験を有する者の知見の活用	○ 実績評価書の中で、オンラインで研修等を実施した際のメリットやデメリットをまとめて記載するとよいと思う。(池谷委員) (内部で整理しているところではあるが、オンラインの場合は短時間の研修を多く実施することができるといったメリットがあるが、参加者の反応や理解度を把握しづらいなどのデメリットが存在すると考えており、オンラインと対面を組み合わせることが重要であると考えている旨回答し、実績評価書資料15頁に加筆を行った。) ○ 実績評価書(標準様式)において、実績評価書資料に記載してあったり、口頭で説明があった事項が十分に表現できていないように思う。(南島委員) (意見を踏まえ、実績評価書(標準様式)の記載に加筆を行った。) ○ オンラインと対面の場合の研修等における成果の違いを把握することで、オンラインと対面の適切な組合せを効果的に検討できるのではないか。(小林委員) (研修等においては、毎回、アンケートを実施しているので、引き続きアンケートを実施し、その結果を踏まえ、適切な実施方法を検討することとしたい旨回答した。) ○ オンラインの研修について、対面の場合と比較して、できなくなってしまったことがあるのであれば、その内容や今後の対応を伺いたい。(中村委員) (オンライン方式の場合は画面を見続けることとなるため、参加者の集中力を維持することが困難であり、また、ディスカッション形式の講義を行うことが難しいといった面があり、引き続き効果的な実施方法を検討することとしたい旨回答し、実績評価書資料15頁に加筆を行った。)
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて「当該研修が有効であった」「相手国のニーズに合わせた取組が有効であった」との回答に係るアンケート ①JICAベトナム競争法・政策研修終了時に実施したアンケート 令和元年度JICAベトナム競争法・政策研修(令和2年2月3日～10日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本研修参加者14名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:令和2年2月10日 有効回答数:14 ②JICAインドネシア競争法・政策研修終了時に実施したアンケート (1)平成30年度JICAインドネシア競争法・政策研修(平成30年10月16日～19日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本研修参加者7名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成30年10月19日 有効回答数:7 (2)令和元年度JICAインドネシア競争法・政策研修(令和元年7月22日～26日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本研修参加者12名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:令和元年7月26日 有効回答数:12 ③JICAモンゴル競争法・政策研修終了時に実施したアンケート (1)平成30年度JICAモンゴル競争法・政策研修(平成30年5月24日～30日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本研修参加者15名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成30年5月30日 有効回答数:15 (2)令和2年度JICAモンゴル競争法・政策オンライン研修(令和2年8月21日、25日及び28日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本研修参加者13名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:令和2年8月28日 有効回答数:12 (3)令和2年度JICAモンゴル競争法・政策オンライン研修(令和2年9月18日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本研修参加者13名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:令和2年9月18日 有効回答数:10 ④JICAケニア競争法・政策研修終了時に実施したアンケート (1)平成30年度JICAケニア競争法・政策研修(平成30年9月10日～14日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本研修参加者13名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成30年9月14日 有効回答数:13 (2)令和元年度JICAケニア競争法・政策研修(平成31年4月10 日～19日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本研修参加者13名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成30年4月19日 有効回答数:13 ⑤JICAミャンマー競争法・政策オンライン研修終了時に実施したアンケート 令和2年度JICAミャンマー競争法・政策オンライン研修(令和2年9月29日)終了時に実施したアンケート 調査対象者・人数:本研修参加者22名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:令和2年9月29日 有効回答数:7 ⑥JICAタイ競争法・政策オンライン研修終了時に実施したアンケート (1)令和2年度JICAタイ競争法・政策オンライン研修(令和2年10月1日)終了時に実施したアンケート 調査対象者・人数:本研修参加者16名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:令和2年10月1日 有効回答数:5 (2)令和2年度JICAタイ競争法・政策オンライン研修(令和3年3月12日)終了時に実施したアンケート 調査対象者:本研修参加者 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:令和3年3月12日 有効回答数:6 ⑦JICA途上国競争法・政策研修終了時に実施したアンケート (1)第24回JICA途上国競争法・政策研修(平成30年7月23日～8月3日) 調査対象者・人数:本研修参加者8名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成30年8月3日 有効回答数:8 (2)第25回JICA途上国競争法・政策研修(令和元年7月22日～8月9日) 調査対象者・人数:本研修参加者8名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:令和元年8月9日 有効回答数:7 (3)第26回JICA途上国競争法・政策研修(令和3年2月15日～19日及び3月1日～5日) 調査対象者・人数:本研修参加者19名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:令和3年3月5日 有効回答数:19 ⑧JAIF競争法・政策研修終了時に実施したアンケート 平成30年度JAIF競争法・政策研修(平成31年3月4日～7日) 調査対象者・人数:本研修参加者27名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:インドネシア事業競争監視委員会(KPPU) 調査日:平成31年3月7日 有効回答数:23 (注3)前記資料は全て公正取引委員会事務総局官房総務課において保管している。
---------------------------	--

担当部局名	官房	作成責任者名 (※記入は任意)	国際課長 稲熊 克紀	政策評価実施時期	令和3年4月～7月
-------	----	--------------------	------------	----------	-----------

測定指標		施策の進捗状況(実績)				
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
		以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。
二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国の競争当局等への技術支援の実施状況及び我が国の競争政策の状況の海外への周知状況	① 海外の競争当局との二国間協議の開催回数[3回]	① 同左[3回]	① 同左[2回]	① 同左[3回]	① 同左[2回]	
	② ICN(国際競争ネットワーク)(注1)年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数[5回]	② 同左[5回]	② 同左[5回]	② 同左[4回]	② 同左[2回]	
	③ ICN(国際競争ネットワーク)年次総会及び各作業部会ワークショップでのスピーカー等(注2)としての参加人数[15名]	③ 同左[19名]	③ 同左[15名]	③ 同左[18名]	③ 同左[1名]	
	④ 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(注3)の実施回数[6回]	④ 同左[5回]	④ 同左[5回]	④ 同左[4回]	④ 同左[17回]	
	⑤ 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数[27回]	⑤ 同左[18回]	⑤ 同左[20回]	⑤ 同左[20回]	⑤ 同左[6回]	
	⑥ 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数のうち、独占禁止法に基づく法的措置案件及び企業結合案件に係るプレスリリースの掲載件数[24回]	⑥ 同左[23回]	⑥ 同左[21回]	⑥ 同左[25回]	⑥ 同左[24回]	
	⑦ 公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセス数[184,144件]	⑦ 同左[135,424件]	⑦ 同左[87,121件]	⑦ 同左[78,482件]	⑦ 同左[123,992件]	
	⑧ 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースページへのアクセス数[134,779件]	⑧ 同左[111,137件]	⑧ 同左[7,033件]	⑧ 同左[8,836件]	⑧ 同左[16,600件]	
年度ごとの目標値	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的な参加及び開発途上国の競争当局等への技術支援を積極的に実施し、並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。					

(注1) ICNとは、競争法執行における手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国・地域の競争当局を中心としたネットワークであり、令和3年3月現在、130か国・地域から141の競争当局が参加している。

(注2) スピーカー等とは、年次総会及び各作業部会ワークショップでの各セッションにおいて、公正取引委員会職員が務めたスピーカーやモデレーターをいう。

(注3) 公正取引委員会は、JICA(独立行政法人国際協力機構)等の協力の下、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入または強化に資することを目的として、途上国等の競争当局等の職員に対する技術研修を開催している。また、平成28年度より日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用して、ASEAN加盟国の競争当局に対する競争法の執行力強化のための技術研修を開催している。